

# 尼崎市環境影響 評価制度の概要



## 尼崎市の環境影響評価制度とは

環境影響評価制度（環境アセスメント）とは、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施にあたり、その事業が環境に及ぼす影響について、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して市民の皆さまや専門家の意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくための制度です。

尼崎市では、昭和55年からは「尼崎市環境影響評価指導要綱」、平成17年からは「尼崎市環境影響評価等に関する条例」に基づき、環境影響評価手続を行ってきました。

その後、環境影響評価法の改正に伴い、社会状況の変化や運用上の課題等に対応するため、「尼崎市環境影響評価等に関する条例」及び「尼崎市環境影響評価条例施行規則」の一部改正を行うとともに、事前環境配慮指針及び環境影響評価技術指針についても改定を行い、平成25年10月から施行しています。

### 尼崎市環境影響評価等に関する条例

#### 尼崎市環境影響評価等に関する条例施行規則

条例の施行に関して必要な事項（手続の詳細、環境影響評価の手続が必要となる対象事業の要件等）を定めています。

#### 事前環境配慮指針・環境影響評価技術指針

事前環境配慮、環境影響評価（調査、予測、評価）、事後調査の具体的な方法について、必要な事項を定めています。

#### 尼崎市環境影響評価 審議会

学識経験者等で構成され、環境影響評価に関する専門的・技術的な調査審議を行います。

### 参考

環境影響評価法

兵庫県条例（環境影響評価に関する条例）

国では環境影響評価法、兵庫県では環境影響評価に関する条例で、それぞれ対象事業を定めています。法または県条例の対象となる事業については、尼崎市環境影響評価等に関する条例の適用除外となります。

## 環境影響評価の手順について

### 1. 事前環境配慮

事前環境配慮指針に基づき環境への配慮事項を検討し、事業計画に反映します。

【調査】環境への影響を予測するために、事業計画地などの状況を現地調査したり、関係資料を収集します。

### 2. 調査・予測・評価

事業内容や地域特性等を考慮し、次の項目から環境影響評価を行う項目を選定して、環境影響評価技術指針に基づき調査、予測及び評価を行います。

【予測】事業の実施により環境がどのように変化するかを、工事中と供用後の段階について予測式を用いたり、類似事例によって予測します。

【評価】環境へどのように影響を及ぼすのかをプラスの面とマイナスの面の両面から評価を行い、環境の保全のための措置を検討します。

【環境影響評価項目】大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、水質、底質、地下水質、地形・地質、地盤変状、土壌汚染、廃棄物、植物、動物、生態系、資源循環、地球温暖化、人と自然とのふれあい活動の場、電波障害、日照、風害、ヒートアイランド現象、景観、文化財、都市施設、安全性、その他

### 3. 事後調査

工事中と供用後の段階について予測内容（評価書の内容）の検証を行います。また、環境の保全のための措置について評価書の内容どおり実施したか確認します。

### 対象事業一覧

### 参考 法及び県条例の対象事業一覧

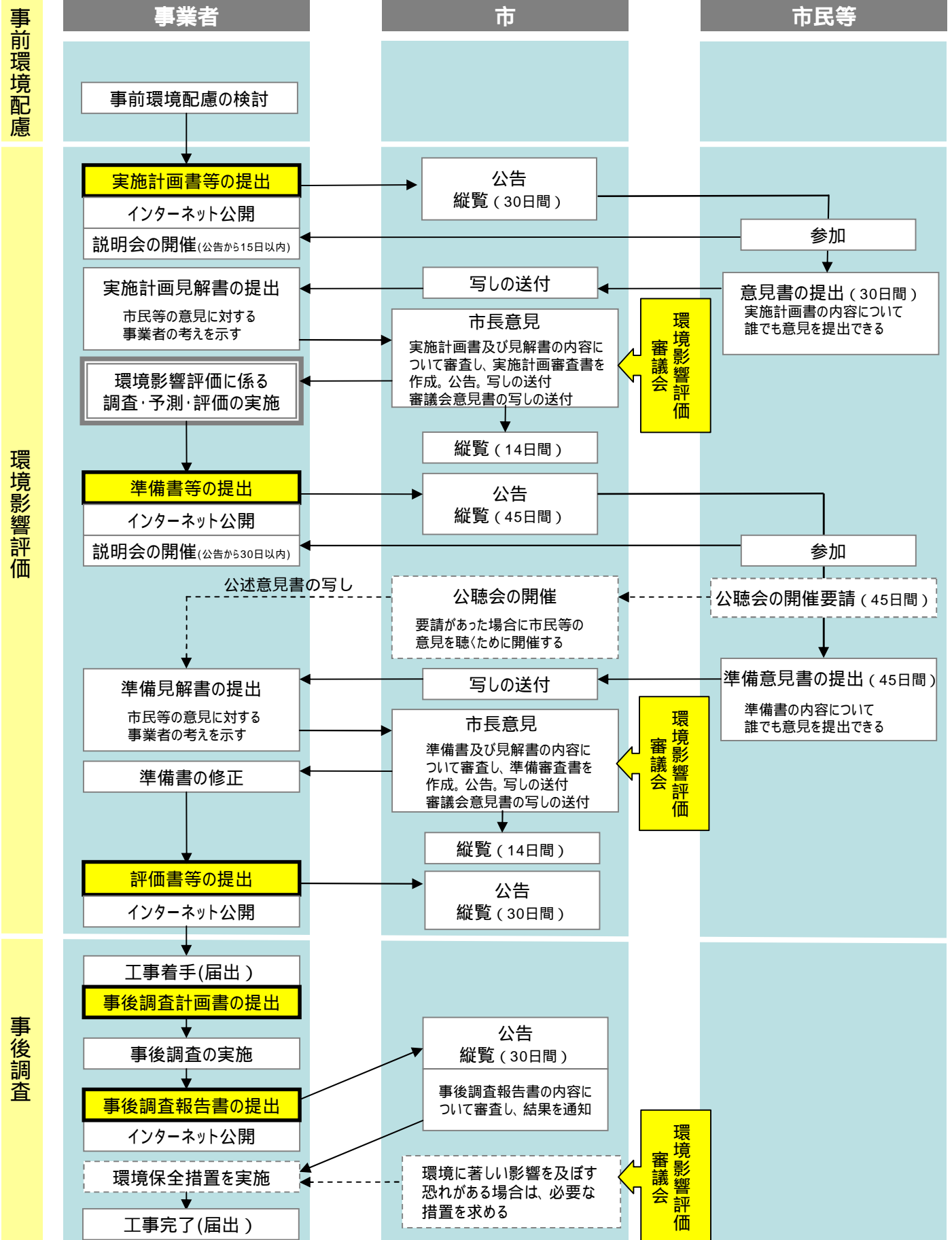
事業の種類		市条例 対象規模	対象規模				
			兵庫県（環境影響評価に関する条例）		国（環境影響評価法）		
			対象事業	特別地域対象事業 <sup>4</sup>	第一種事業 <sup>5</sup>	第二種事業 <sup>6</sup>	
1	道路の建設	高速自動車国道	すべて	すべて	すべて		
		自動車専用道路（阪神高速）			4車線以上(すべて)		
		自動車専用道路（一般国道）	すべて	4車線以上(すべて)	2車線 10km以上	4車線 10km以上	4車線 7.5～10km
		自動車専用道路（その他）					
		一般国道（自専以外）			4車線 7.5～10km	4車線 10km以上	4車線 7.5～10km
		林道 その他の道路	4車線 1km以上	4車線 10km以上	4車線 7.5～10km 2車線 10km以上	幅員6.5m 20km以上	幅員6.5m 15～20km
2	鉄道又は 軌道の建設	新幹線鉄道	すべて	すべて	すべて		
		普通鉄道	すべて(移設は長さ1km以上)	長さ10km以上	長さ7.5～10km	長さ10km以上	長さ7.5～10km
		軌道					
3	廃棄物処理 施設の建設	ごみ処理施設(焼却施設除く)	処理能力4t/時以上				
		ごみ焼却施設	処理能力4t/時以上	処理能力450t/日以上			
		産廃中間処理施設(焼却施設除く)	敷地面積2ha以上				
		産廃焼却施設	処理能力4t/時以上	処理能力450t/日以上			
		し尿処理施設		処理能力150kℓ/日以上			
		最終処分場	面積1ha以上	面積15ha以上	面積30ha以上	面積25～30ha	
4	下水道 終末処理場 の建設	終末処理場	最大処理水量1万m <sup>3</sup> /日以上	計画処理人口10万人以上			
		下水污泥焼却施設	処理能力4t/時以上				
5	市街地開発 事業	土地区画整理事業	面積10ha以上		面積100ha以上	面積75～100ha	
6	公有水面の埋立て	面積10ha以上	面積50ha超又は 環境保全上重要な埋立		面積50ha超	面積40～50ha	
7	工場又は事業場の建設	使用燃料5kℓ/時以上 <sup>1</sup> 排水量1万m <sup>3</sup> /日以上 (冷却排水は30万m <sup>3</sup> /日以上)	使用燃料15kℓ/時以上 排水量1万m <sup>3</sup> /日以上 (冷却排水は30万m <sup>3</sup> /日以上) 面積100ha以上	面積50～100ha			
8	発電所の 建設	火力発電所(地熱)	出力2万kW以上 <sup>2</sup>	出力1万kW以上		出力1万kW以上	出力7,500～1万kW
		火力発電所(その他)		出力7.5万kW以上		出力15万kW以上	出力11.25万～15万kW
		水力発電所		出力3万kW以上		出力3万kW以上	出力2.25万～3万kW
		原子力発電所		すべて		すべて	
		風力発電所		出力1,500kW以上	出力500～1,500kW	出力1万kW以上	出力7,500～1万kW
9	工業団地の 建設	近畿圏整備法適用	面積10ha以上 使用燃料5kℓ/時以上 排水量1万m <sup>3</sup> /日以上 (冷却排水は30万m <sup>3</sup> /日以上)	面積100ha以上 使用燃料15kℓ/時以上 排水量1万m <sup>3</sup> /日以上 (冷却排水は30万m <sup>3</sup> /日以上)	面積50～100ha	面積100ha以上	面積75～100ha
		その他					
10	建築物の建設	建築物の高さ60m以上 かつ延べ面積5万m <sup>2</sup> 以上					
11	レクリエーショ ン施設の建 設	都市公園		面積100ha以上	面積50～100ha		
		運動・レジャー施設	面積5ha以上	面積100ha以上	面積50～100ha		
		ゴルフ場		面積20ha以上			
12	複合開発整備事業 <sup>3</sup>	面積10ha以上	面積100ha以上	面積50～100ha			
	河川	ダム 堰 湖沼水位調節施設 放水路	湛水面積 100ha以上	湛水面積 50～100ha	湛水面積 100ha以上	湛水面積 75～100ha	
	飛行場の建設		滑走路の長さ 2,500m以上	面積50ha以上	滑走路の長さ 2,500m以上	滑走路の長さ 1,875～2,500m	
	新住宅市街地開発事業				面積100ha以上	面積75～100ha	
	新都市基盤整備事業				面積100ha以上	面積75～100ha	
	流通業務団地造成事業		面積100ha以上	面積50～100ha	面積100ha以上	面積75～100ha	
	宅地の造成の事業	都市再生機構			面積100ha以上	面積75～100ha	
中小企業基盤整備機構				面積100ha以上	面積75～100ha		
	港湾計画				埋立て等面積 300ha以上		
	畜産施設の建設	豚房施設	面積7,500m <sup>2</sup> 以上				
牛房施設		面積23,500m <sup>2</sup> 以上					
鶏舎等		面積33,000m <sup>2</sup> 以上					
	住宅団地の造成		面積100ha以上	面積50～100ha			
	土石の採取又は鉱物の採掘		面積100ha以上	面積50～100ha			

<sup>1</sup> 「使用燃料」とは、発熱量39.1MJに相当する量を重油1ℓに換算した量      <sup>2</sup> 「出力」とは、発電端投入熱量9.00MJ当たりの発電電力量を1kw時（発電効率39.98％）に換算した出力

<sup>3</sup> 廃棄物処理施設、工業団地、レクリエーション施設のうち（県条例では、工場等、運動・レジャー施設、工業団地、住宅団地、流通業務団地のうち）、2以上の事業を併せて実施する場合

<sup>4</sup> 特別地域...自然環境など特に保全すべき地域      <sup>5</sup> 第一種事業...必ず環境アセスメントを行う事業      <sup>6</sup> 第二種事業...第一種事業に順ずる規模で、環境アセスメントが必要かどうか個別に判断する事業

# 環境影響評価手続きの流れ



【発行元】 尼崎市経済環境局環境部環境創造課

TEL:06-6489-6301 FAX:06-6489-6300

条例及び条例施行規則については、尼崎市HPに全文を掲載しています。

<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/>